

鳥取県告示第791号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年12月4日

鳥取県東部総合事務所長 齋藤明彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人桔梗会	デイサービスたちばな	鳥取市行徳三丁目976-2	平成24年12月1日	介護予防通所介護
株式会社くれよん	デイサービス梨の郷	鳥取市雲山123-2	〃	〃